

訴 状

平成27年 7月14日

岡山地方裁判所
民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 光 成 卓 明

同 東 隆 司

当 事 者 の 表 示

〒703-8234 岡山市中区沢田536番地2

原 告

特定非営利活動法人

市民オンブズマンおかやま

代表者理事

光 成 卓 明

〒700-0816 岡山市北区富田町1丁目3番15号

グランデール2階（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士

光 成 卓 明

TEL 086-224-2809

FAX 086-224-2819

〒700-0817 岡山市北区弓之町17番13号

リヴラン弓之町1階

上記訴訟代理人弁護士

東 隆 司

TEL 086-222-4113

FAX 086-222-4116

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

被 告

岡山県知事 伊原木 隆太

不当利得返還請求の訴

訴訟物の価額

算定不能

貼用印紙額

13,000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手

方に対し、それぞれ、別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「請求金額」欄記載の各金員と、これに対する平成 26 年 5 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を、岡山県に対して支払うよう請求せよ。

- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

I 当事者等

原告は岡山市に所在する特定非営利活動法人である。

別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手方は、いずれも、平成 25 年度に岡山県議会議員であった者である。

II 岡山県議会政務活動費の支出根拠等

1 岡山県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

- i 岡山県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第 100 条第 14、15 項、及びこれに基づき制定された「岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて各県議会議員に交付される。
- ii 地方自治法第 100 条第 14 項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる」と定めている。
- iii 「条例」はこれに基づき、第 1 条で政務活動費が「岡山県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること、第 2 条第 1 項で政務活動費が「議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（「政務活動」）に要する経費に対して交付する」ものであること、第 2 条第 2 項で「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができる」こと（別表では、第 2 条第 1 項所定の 10 種類の使途費目につき、各費目で支出できる経費の種類を定めている）、第 8 条第 1 項で「議員は、政務活動費に係る収支報告書を翌年度の 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない」こと、同条第 3 項で「1 件あたりの支出

金額が1万円を超える政務活動費の支出については、収支報告書に領収書等の写しを添付しなければならない」旨、第9条で知事は、「議員がその年度に交付を受けた政務活動費の総額から、議員が「その年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう）の総額を控除して残余がある場合」は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じることができることを、それぞれ定めている。

- iv 従って、岡山県議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「岡山県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

2 県議会議員の政治活動と按分支出

県議会議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、第2条別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務活動費は一種の補助金なので、政務活動のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。

従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- i 当該支出にかかる活動の全体が、議員の「政務活動」にかかる支出（「県議会議員の調査研究に資するために必要な経費」）として適切と判断されるものは、全額認め、
- ii 当該支出にかかる活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」にかかる支出と判断されるものは、全額認めず、
- iii 当該支出にかかる活動の全体が、i、iiのいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率 50%で認めるべきである。

3 その他一般的支出基準

次の各項の1つに該当する支出は、経費の種類を問わず、適法と認められない。

- i 違う年度にした支出。
- ii 領収書のないもの。
- iii 領収書に月日、もしくは年の記載がなく、推定もできないもの。
- iv 領収書記載の領収日付が実際の支払日と違うもの。
- v 領収書に品目の記載が無いか、不十分で、推定もできないもの。
- vi 領収書と報告内容または添付されている成果物とが一致しないもの。
- vii 領収書の記載が真実と異なると判断されるもの。
- viii 領収書の品目に認められるものと認められないものが混在し、内訳が不明なもの。
- ix 領収書の発行者が不明なもの。
- x 議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人に対する支出。

但し、

- ア 平成 25 年度分会派会費の精算のために平成 25 年 4 月になされた会派会費の支出については、4 月以降に支出をするべきやむをえない事由が有るものとして、上記一般的基準 i の例外とする。
- イ 次年度 4 月分の賃料を当年度 3 月に支払う、前年度 3 月分の賃料を当年度 4 月に支払うなど、実質的に年度内の活動に関する支払と認められるものについては、支出が重複していない限り、上記一般的基準 i の例外とする。
- ウ 継続している購読料など、契約期間が年度をまたがっているものについては、支出が重複していない限り、上記一般的基準 i の例外とする。
- エ 領収書を欠き会派または議員個人の支払証明書で代用している支出については、他の資料により支出及び使途が事実と推認できるものに限り、上記一般的基準 ii の例外とする。

III 岡山県議会の平成 25 年度政務活動費の交付と精算

- i 岡山県は、「条例」に基づき、平成 25 年度政務活動費として、岡山県議会の各議員に金員を交付した。
- ii 各議員は、いずれも平成 26 年 4 月 30 日までに、別紙「政務活動費収支一覧表」（以下「収支一覧表」という）「支出金額」欄記載のとおり、平成

25 年度政務活動費の収支報告をし、同「返還金額」欄記載の残余金を岡山県に返還した。

IV 支出額 1 万円超の支出の費目別の査定基準と査定の結果

上記の一般基準に基づき、原告が、岡山県議会の各議員が平成 25 年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、政務活動費からの支出が認められるかどうかについて個別に査定した結果は、別紙査定表（1 万円超分）及び違法支出金額一覧表（1 万円以下分）記載のとおりである。

なお、

- i 岡山県議会においては、政務活動費の支出金額が 1 万円を超えるものについてのみ領収書類が開示されるので、支出金額が 1 万円超の支出については、開示された領収書類（一部不開示となった部分、及び、領収書類等の添付が不十分なものについては、各議員に任意に開示を求め、任意に開示されたものを含む）に基づいて査定を行った。
- ii 支出金額が 1 万円以下の支出については、各議員の支出費目ごとの「領収書が提出されていない支出の額」と、当該支出費目の一般的性格に基づき、査定を行った。

次項以下において、上記の判断にかかる一般的認定根拠を述べる。

1 調査研究費

調査研究費は、「議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む）ならびに調査委託に要する経費」（「条例」2 条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①会派会費、②旅費宿泊費、③自動車燃料代、④調査委託費、⑤講師料、⑥大学院授業料、⑦会議・研修参加費、⑧団体会費である。

「調査研究」が政務活動として適切であるためには、「岡山県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」という政務活動費の趣旨に照らして、「調査研究」の目的がこの趣旨にかなっていて、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

i 会派会費

議員が所属する会派が、議員の政務活動費を財源として行う支出については、これを議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分すべきである。議員個人が政務活動費の支出として会派に支払う共通経

費は、会派の支出が適法と認められる範囲でのみ適法と認められる。

会派の支出に適法なものと適法でないものとが混在する場合には、議員個人の会派に対する支出は、会派の支出のうち政務活動費の支出として適法なものの割合により按分して適法と認められ、それを超える部分は適法と認められない。

従って、会派がした支出の使途が領収書類等により明らかにされない場合、議員が会派に対し共通経費として支払った支出は、その現実の使途が不明であるから、適法な政務活動費の支出と認められない。

ii 旅費宿泊費

「調査研究」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「調査研究」そのものが「政務活動」として適切かどうか、②旅行費用が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「調査研究」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務活動として適切な「調査研究」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が適切でないと判断されるものは認められない。政務活動と他の活動が混在すると認められるものは按分率 50% で按分すべきである。

具体的には、

ア 調査研究の目的が記載されていないものは認められない。

イ 調査研究の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。

ウ 外国への「親善・友好訪問」の費用は、現実に支出されているものの限りでは、記載されている目的が抽象的で、旅程・訪問先・具体的目的が不明なので認められない。

エ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

オ 領収書類が添付されておらず、会派や議員個人の支払証明書が代用されている支出は、①当該旅行を行ったことが他の資料により確認できるか、②領収書類を取得できない特段の理由が認められない限り、認められない。（この点につき、研修旅費及び会議旅費も同じ。）

iii 自動車燃料代

原則として按分率 50% で按分すべきである。自家用車を走らせるのには、政務活動目的のほかに、「政務活動以外の政治活動目的」及び「私的活動目的」のものがあることが明らかだが、これらを区別してそれぞれの割合を明らかにすることは困難なので、50% が政務活動目的と推定する。

プリペイドカードの購入費は認められない。プリペイドカードは、自動

車燃料以外の燃料を購入できるし、家族の自動車にも給油できるからである。

給油所の領収書が月・年単位で発行されていて、個々の購入の明細が不明なものも、同様の理由で認められない。

iv 調査委託費

「調査研究」の委託費用については、①当該「調査研究」そのものが政務活動として適切かどうか、②委託先が当該「調査研究」の実施者として適切かどうか、③委託費用の額が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、が問題である。これらが適切であれば委託費の支出は政務活動費の支出として適法と認められ、不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには、①具体的な委託業務内容がどのようなものか、②当該委託に基づき行われた業務がどのようなものか、③当該委託を受けたのが誰か、が判明することが必要である。

従って、上記のことを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、上記判断を可能とする調査報告書等の資料を含む）が添付されていない場合、委託費用の支出は適法と認められない。

v 講師料

講師に対する講師料・旅費等の支払については、①当該「講演」そのものが「調査研究」として適切かどうか、②講師が当該「講演」者として適切かどうか、③講師費用の額が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、が問題である。これらが適切であれば講師料の支出は政務活動費の支出として適法と認められ、不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには、①具体的な講演のテーマがどのようなものか、②講師がどのような人か、が判明することが必要である。

従って、上記のことを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、上記判断を可能とする調査報告書等の資料を含む）が添付されていない場合、講師料の支出は適法と認められない。

vi 大学院授業料

大学院における授業を受けることは、基本的に当該個人の資質の向上及び資格の取得を目的とする行為である。従って、大学院授業料は、原則として政務活動費として認められない。

vii その他

会議・研修参加費用、団体会費については「研修費」の項目で一括して述べる。

2 研修費

研修費は、「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む）に要する経費、及び、団体等が開催する研修会（視察を含む）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費」（「条例」２条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①研修参加料、②旅費宿泊費、③団体会費、である。

この費目については、①当該「研修」等が政務活動として適切かどうか、②研修費用の金額が適切かどうか、③飲食を伴っているかどうか、が問題である。

研修などが政務活動として適切であるためには、「県政の調査研究その他の活動に資するために必要な経費」という政務活動費の趣旨に照らして、研修などの目的がこの趣旨にかなっていて、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

i 研修などの参加費・受講料・資料費

ア その研修などが政務活動として適切と判断される場合には、会合の参加費、受講料、資料費の全額が適切と認められる。

イ 研修の名や実質的内容、開催団体の名や実質が不明なものは認められない。

ウ 飲食を伴う研修の費用、及び懇親会費は認められない。飲食を伴う会議、研修などの費用は政務活動費から支弁することに根本的になじまないし、懇親会は参加者の懇親のために行われる飲食の会であり、研修に必要なとは認められない。

飲食を伴う、もしくはそれと推定されるものは、飲食費部分が特定できるものはその部分を否認し、特定できないものは全部を否認する。

エ 参加費等を事前に払い込みしている場合、キャンセルが可能な研修については、当日の参加を証する資料（レジュメ、報告書、当日発行の領収書など）がなければ認められない。

オ 他の政治活動の目的が混在するもので、按分がなされていないものは、原則として按分率 50%で按分する。

ii 旅費宿泊費

「研修」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「研修」そのものが政務活動として適切かどうか、②旅行費用が研修の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「研修」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務活動として適切な「研修」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が適切でないと判断されるものは認められない。政務活動と他の活動が混在

すると認められるものは按分率 50%で按分する。

具体的には、

ア 研修等の目的が記載されていないものは認められない。

イ 研修等の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。

ウ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

iii 団体会費

団体会費は団体に所属するための費用である。団体に所属することは、本人の政治的・社会的信条または私的関心によるものと考えられ、県政に関する研修とは考えられないので、団体会費は政務活動の費用とは認められない。但し、当該団体が催す研修会などの会費は、i の基準に従って認められる。

3 広聴広報費

広聴広報費は、「議員が行う県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①広報紙等作成費用、②同配布費用、③HP 作成・維持費用、④切手・ハガキ購入費用、⑤県政報告会開催費用、⑥パソコン修理代、⑦PC サポート料である。

県政報告などの経費は、本来、①「政務活動」すなわち「住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする部分」と、②「政務活動以外の政治活動」すなわち上記以外の部分とを区別して、①の部分の経費だけを政務活動費から支出することを認めるべきである。しかし現実には、①②の両部分は県政報告中で混在していて、その割合を定めることは困難である。

そこで、県政報告などの経費については、①原則として按分率 50%で按分すべきであり、②例外的にイ「全部が政務活動と考えられるもの」は全額認められ、ロ「全部が政務活動ではないと考えられるもの」は認められない。

i 広報紙等作成・配布費用

原則として按分率 50%で按分する。但し、「送付用切手」の大量購入には問題があるので、項を改めて述べる。

広報紙の「企画・デザイン費」も原則として按分率 50%で按分する。但し、印刷物等との関連が推定できない企画・デザイン費（印刷費の支出を伴わないものなど）は認められない。

封筒等印刷費は、

ア 目的が明示され、または他の費用の支出状況から推定できる（広報紙

の印刷費、郵送代など）ものは、使用目的に応じて、全額または按分して認める。

イ 品名不明の印刷費・郵送代、その他の目的の推定が困難なものは、原則として広報紙の送料と推定し、按分率 50%で按分する。

メールマガジン配信システム制作費は、メールマガジンの内容や、配信システム制作費の明細が確認できないものは、認められない。内容が確認できる場合、①原則として按分率 50%で按分すべきであり、②例外的にイ「全部が政務活動と考えられるもの」は全額認められ、ロ「全部が政務活動ではないと考えられるもの」は認められない。

また、過度に高額と判断されるものについては、適正額を超える部分は認められない。

ii HP 作成・維持費用

i に準じ、原則として按分率 50%で按分する。

iii 「パソコンサポート料」

その実質が判明しないものは認められない。実質が広報紙や HP 作成費用である場合、これらに準じて認められる。実質が「パソコン技術の指導料」等である場合は、調査研究に必要な経費とは言えないので、認められない。（なお実例につき、「パソコンにトラブルがあった場合の対応や操作に関する援助」との説明がなされているが、毎月定額の「サポート料」の支払を要するトラブルが発生するとは信じられないので、「指導料」と推定せざるをえない。）

iv 切手・ハガキ購入費用

使用目的が明示され、あるいは他の費用（広報紙の印刷費等）の支出状況から推定できる（広報紙の郵送代など）切手・ハガキ購入費は、当該使用目的に応じて、全額または按分して認められる。

ア 広報紙郵送用の切手代（もしくは料金別納郵送代）は按分率 50%で按分する。

イ ハガキの 100 枚以上の一括購入で政務活動目的との関連性が不明なものは認められない。ハガキは暑中見舞ハガキや年賀ハガキと交換できるので、流用が容易であるうえ、記載できる字数が少なく政務活動としての広報には本来不向きなはずだからである。

但し、県政報告用ハガキの購入費用で、当該県政報告の実物が資料として添付されている場合はこの限りでない。

ウ 50 円切手の一括購入は、私製ハガキ用のものと推定されるので、具体的用途が明示されない限り、認められない。

エ 暑中見舞ハガキ、年賀ハガキ、私製ハガキ、絵ハガキの購入は認めら

れない。

オ 80 円切手の大量購入（30 日以内に 400 枚以上の購入）は、

- ① 使途が明示されず推定もできないものは認められない。
- ② 県政報告用と記載されていても、対応する印刷費等の支出がないものは認められない。

切手はいつでも使うことができるので、当面使わない切手を購入しておいて翌年度以降に使うことができ、これを認めれば当年度の経費の支弁に限定されている政務活動費を翌年度に繰り越すことを認めることになる。また切手は金券業者で容易に換金することができるので、その大量購入は実質上、目的の明示されない現金交付と同じことになる。またそもそも県政報告を郵送する場合、料金別納郵便を利用すれば、大幅に手数を節約できるし、配達先がまとまっていれば割引を受けることができる。それなのにわざわざ郵送用の切手を大量に買うこと自体不合理であり、よからぬ魂胆があると考えざるをえない。

カ 少額（イ、ウ、オに達しない数量）の切手・ハガキ購入は、事務連絡用のものと推定し、按分率 50%で按分する。

ⅴ 県政報告会開催費用（茶菓代含む）は、会議費の項で一括して述べる。

4 要請陳情等活動費

要請陳情等活動費は、「議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費」である（「条例」2 条別表）。実際に現れる主な支出は、上京しての要請・陳情の旅費・宿泊費である。

この費目については、①当該「要請・陳情」等が政務活動として適切かどうか、②支出された旅費・宿泊費の金額が適切かどうか、が問題である。

要請・陳情にかかる旅費宿泊費については、①当該要請・陳情そのものが政務活動として適切であること、②支出された費用が適切であること、③個別の費用が「要請・陳情」目的と考えられこと、が必要である。

上記の判定の結果、旅行・宿泊の全体が政務活動として適切な「要請・陳情」に必要であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。全部が適切でないと判断されるものは全額認められない。旅費宿泊費の一部のみが適切と判断されるものは、その限度で認められる。政務活動と他の活動が混在すると認められるものは按分率 50%で按分する。

具体的には、

ア 要請・陳情等の目的が記載されていないものは認められない。

イ 要請・陳情等の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。

ウ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

5 会議費

会議費は、「議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費、及び、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」である（「条例」2条別表）。実際に現れる主な支出は、大別すると、①会場使用料、②印刷費、③送料、④茶菓飲料代、⑤団体会費、⑥講師料である。

i 会場使用料

ア その会議などが政務活動として適切と判断される場合には、会場費の全額が適切なものと認められる。

イ 以下のものは認められない。

- ① 会場名が不明なもの。
- ② 会合の目的が不明なもの。
- ③ 過度に高額なもの。
- ④ 飲食を伴う研修にかかるもの。

ウ 会合そのものに政務活動と他の目的が混在していると判断される場合には、原則として按分率 50%で按分する。

エ いわゆる「県政報告会」は、「地域住民の県政に関する要望、意見を吸収する」意味を含むと理解されるが、他方、議員本人（もしくは所属する政党等）の宣伝や後援会活動の要素をも不可分に含んでいる。従って、いわゆる「県政報告会」の開催にかかる費用は、原則として按分率 50%で按分する。

ii 印刷費

会議資料の印刷費は、当該会議の資料とされたことが確認できることを前提に、当該会議が政務活動として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務活動と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50%で）認められる。

当該会議の資料とされたことが、印刷物の写し等により確認できないものは、認められない。

iii 送料

報告会等案内の切手代、郵送料は、会合の内容が確認できないものは、認められない。会合の内容が確認できる場合、会合が政務活動として適切と認められる度合いに応じて（会合全体が政務活動と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50%で、）認められる。政務活動以外の目的と判断される場合には認められない。

iv 茶菓・飲料代

会議の茶菓代は、過度に高額でない限り、当該会議が政務活動として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務活動と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50% で）認められる。

高級菓子店や不相当に高額な（1 個 100 円、合計 5000 円を超える）ものは認められない。

v その他

講師料については「調査研修費」、団体会費については「研修費」の項目で一括して述べる。

6 資料作成費

資料作成費は、「議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費」（「条例」2 条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、① 広報紙・広報資料作成費、② 名刺代、である。

政務活動の経費と考えられるものは全額認められる。政務活動以外の政治活動と考えられるものは認められない。区別が困難なものは按分率 50% で按分する。

i 広報紙・広報資料作成費については、「広報費」の項目で一括して述べる。

会議用の資料作成費は、資料内容が確認できないものは、認められない。資料の内容が、政務活動のためのものであり、適切と認められる度合いに応じて（全体が政務活動と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50% で、）認められる。政務活動以外の目的と判断される場合には認められない。

紀要論文作成費は、大学院授業の関連費用なので、認められない。

ii 名刺印刷費は認められない。名刺は初対面の人に交付するものであり、議員が「初対面の人に名刺を交付する」行為に県政の調査研究の要素が含まれるとは考えられない。

7 資料購入費

資料購入費は、「議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」（「条例」2 条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、① 書籍購入費（CD 代、情報サービス料含む含む）、② 新聞・雑誌購読料、③ 団体会費、である。

この費目については、議員が購入している書籍、新聞、雑誌のそれぞれが、

「調査研究活動のために必要な図書、資料等」にあたるかどうかが問題である。CD 代・情報サービス料は、書籍・雑誌購入費に準じて判断する。

i 書籍購入費

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認められる。

ア 上記に該当しないと考えられる一般図書は認められない。

イ 書籍名の記載されていない支出は認められない。

ウ 専ら個人の趣味的関心に属すると認められるものは認められない。

エ 住宅地図は認められない。住宅地図の主たる用途は戸別訪問にあり、選挙対策その他の「政務活動以外の政治活動」の用に供することが主な目的と判断される。

ii 新聞・雑誌購読料

ア 一般的商業紙

会派控室用の一般商業紙は按分率 50%で按分すべきである。

自宅用、事務所用のものは認められない。(一般に、新聞は議員でなくともふつう購読する。)

イ 業界紙・情報紙

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と判断されるものは認められる。それ以外のもの(地方自治体が購入する際に＜需要費＞ではなく＜交際費＞から支出する種類のもの)は認められない。

ウ 運動誌、政党誌、団体誌

議員自身が所属し、または支援を受ける政党・団体等の発行する新聞等の購入費用は認められない。運動、政党、団体への関与は、議員個人の政治的社会的信条または私的関心に基づくもので、政務活動とは認められない。

なお、議員の「反対党」と認められる団体の機関誌などの購入費用は「反対派の政策の研究」として認めるが、「赤旗日曜版」「聖教新聞」は一般紙と変わらないので「反対派」の購入でも認められない。

エ 雑誌

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認められる。一般的な商業週刊誌は、特に県政の調査研究に資する記事が掲載されていることが明らかでない限り、認められない。

オ 購読料として、実際に要する額を超える金額を支出している場合、購読料以外の支出は実質カンパと推定されるので、超過部分は認められない。

iii 団体会費は「研修費」の項で一括して述べる。

8 事務所費

事務所費は、「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①事務所（駐車場含む）賃料、②事務所光熱水費、である。

この費目については、①事務所がどの程度政務活動に用いられ、どの程度「それ以外の政治活動」に用いられているのか、が問題になる。両者を区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分すべきである。②また、自己・家族またはこれと同視できる者に対する支払であるかどうか問題である。

i 事務所賃料

原則として按分率 50%で按分する。但し、

ア 物件が特定できないものは認められない。賃料額が適切かどうか判定できないからである。

イ 「議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人」に対する支出（分担金を含む）は認められない。

ウ 支出先を特定できないものは認められない。イに該当する者かどうか判定できないからである。

ii 事務所用光熱水費

原則として按分率 50%で按分する。

i イに相当する相手方に対する支出は、i イ同様、認められない。

9 事務費

事務費は、「議員が行う事務の遂行に要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①事務機器・備品購入費用、②同リース費用、③同維持保守費用、④電話・FAX・ネット接続料金、⑤事務用消耗品費、⑥広報紙・封筒等印刷費、⑦同送料、⑧切手・ハガキ購入費用、⑨インターネット接続管理費用、である。

この費目については、個々の事務費が政務活動にかかる経費か、「それ以外の政治活動」にかかる経費か、が問題になる。

両者を区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分すべきである。例外的に①「全部が政務活動と判断されるもの」は全額認められる。②「全部が政務活動ではないと判断されるもの」は認められない。

i 事務機器・備品購入費用

- ア 原則として按分率 50%で按分する。
- イ パソコン・ノートパソコン、プリンタ、パソコンソフト等の購入費、パソコン類のバージョンアップ費用は 1 人 1 任期 1 回に限り按分率 50%で按分する。
データ復旧費・データ回収料は、按分率 50%で按分する。
- ウ デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、シュレッダー、印刷機、椅子などの事務用耐久消費財等、耐用年数が高い物品については、原則として按分率 50%で按分し、品ごとの耐用年数に応じて複数回購入を認める限度を定める。
- エ マイク、アンプ、大型メガホンなどの音響機材購入費は、報告会等の内容と機材借り上げの必要性が確認できないものは、認められない。必要性が確認できるものについては、当該会合が政務活動として適切と認められる度合いに応じて（会合全体が政務活動と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50%で）按分する。
- ii リース料（コピー機・印刷機・パソコン等）
原則として按分率 50%で按分する。
但し、物品価格・サービス内容と対比して過度に高額な（パソコンなど）リース料は認められない。従って、高額なリース料は、物品・サービス内容が判明しない限り認められない。
- iii コピー機等維持保守費用
按分率 50%で按分する。
- iv 電話・FAX・ネット接続料金、インターネット接続管理費用
会派控室、事務所（事務所の固定電話については 2 台まで）については按分率 50%で按分する。
自宅の固定電話、携帯電話については按分率 3 分の 1（私用、政務活動、それ以外の政治活動各 3 分の 1 の負担率と推定する）で按分する。
自宅の 2 台目以降の電話の料金は認められない。
- v 事務用消耗品費（紙、封筒、インク、コピー用紙、ラベル等）
按分率 50%で按分する。
- vi パソコン設定費用
パソコン本体の購入または移転と同時に行われる場合、1 人 1 任期 1 回に限り、按分率 50%で認める。
- vii その他
ア 広報紙・封筒等印刷費、同郵送料、切手・ハガキ購入費用については、広報費の項で一括して述べる。
イ 名刺印刷費については、資料作成費の項で一括して述べる。

ウ 県政報告会開催にかかる費用については、会議費の項で一括して述べる。

10 人件費

人件費は、「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、職員及びアルバイト職員に対する賃金給与、及びそれにかかる労働保険料である。

この費目については、個々の職員の業務が政務活動か、「それ以外の政治活動」かが問題になる。

- i 職員ごとにその業務を政務活動と「それ以外の政治活動」に区分して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分する。例外的に、①「資料に基づき、全部が政務活動と判断されるもの」は全額認められる。②「資料に基づき、全部が政務活動ではないと考えられるもの」は認められない。
- ii 「議員本人と住所を同じくする者、もしくはそれらと実質的に同視しうる者」に対する支出は認められない。
- iii 「議員本人、これと住所を同じくする法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる法人」に対する、人件費負担金の支出は認められない。
- iv 住所氏名を特定できない者に対する支出は認められない。iiに該当するかどうかは判定できないからである。
- v 労働保険料のうち、本人からの雇用保険料預かり金部分を含め計上しているものは、その限度で否認する。本人からの預かり金は、議員の「支出」ではないので、これについて政務活動費からの支出を認めると二重取得になるからである。

V 支出額 1 万円以下の支出の査定基準と査定の結果

1 費目別の認定

本項で対象とする支出はいずれも、各議員が、1 件あたりの支出金額が 1 万円以下であるものとして、収支報告書に領収書等を添付しなかったものである。

以下、支出の費目ごとに違法の理由を述べる。

i 調査研究費

ア 会費、懇談会費

一口の支出額 1 万円以下の会費・懇談会費等が相当額にのぼる場合、これらは、①飲食を伴う会合等の参加費用、②町内会等に対する会費名下の寄付（いわゆる「花代」）、③私的に加入している団体の会費、と推定され

る。これらを政務活動費として支出することは違法である。

イ ガソリン代・燃料代

ガソリン代・燃料代の1回の支出が1万円以下であることはむしろ通常であるが、その総額が20万円を超えるような場合は、①按分支出がなされていないか、②政務活動以外に使用される（例えば家族の使用する）自動車の燃料代が含まれていると推定される。

ウ 交通費・宿泊費・「視察経費」

出張旅費、燃料代、タクシー代等の区別をせずに、多額（数十万円規模）の「1万円以下」支出として報告される例が多数にのぼる。また、「交通費」の支出が調査研究費、研修費、要請陳情等活動費、会議費等の複数の科目に分散する議員も少なくない。視察・研修・陳情のための交通費・宿泊費の支出がなされたのであれば、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②燃料代の按分支出がされているとも考えがたく、③報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

エ 細目外・細目不明の調査研究費

この形態の支出が数十万円に登る場合、ア～ウ同様の理由で、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②燃料代の按分支出がされていると考えがたく、③飲食を伴う会合等の参加費用や私的に加入する団体等の会費が含まれている蓋然性が高いので、違法である。

ii 研修費

ア 参加費、会費

研修費中の参加費、会費等は1万円を超えることが通常であり、iア同様に、①飲食を伴う会合等の参加費用、②町内会等に対する会費名下の寄付（いわゆる「花代」）、③私的に加入している団体の会費、と推定される。これらを政務活動費として支出することは違法である。

イ 交通・宿泊費

研修費中の交通・宿泊費は、研修参加に要する交通費であり、県内で行われる研修の場合にはごく少額であるが、県外で開催されるものについては1万円を超えることが通常である。iウと同様に、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②燃料代の按分支出がされているとも考えがたく、③報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

ウ 食糧費

「食糧費」（主に研修費・会議費・調査研究費中で計上されている）は、少額であれば会議の茶菓代と解されるが、総額が数万円にのぼる場合、飲食を伴う会合の費用と推定される。

エ 細内訳なし、または細内訳外

i エ同様の理由で違法である。

iii 広聴広報費

広聴広報費支出の大半を占めるのは、広報紙の印刷配布費用なので、1回の支出額が1万円を超えるものが大半である。支出総額が数万円を超えるような場合、1万円を超える支出が含まれないとは考えがたいし、名目外の支出がなされていることも疑われる。

iv 要請陳情等活動費

要請・陳情等に支出される費用（主として交通費）は、視察費用や研修費と同様、1回の支出額が1万円を超えることが通常である。i ウ、ii イと同様に、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

v 会議費

ア 消耗品費・印刷費

会議費中の「消耗品費」は、通常、茶菓代か配付資料の印刷費である。しかし、これらの1万円以下の支出が、資料作成費・広聴広報費とあわせて10万円を超えるような場合には、茶菓代とは考えられないし、印刷費用であれば1回の支出が1万円以下とは考えられない。

イ 交通・宿泊費

会議のための交通・宿泊費が数万円を超えるような場合、i ウ、ii イ、ivと同様の理由で、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

ウ 細内訳外・「会議費」・「会費」・細内訳なし

会議費の「1万円以下」支出総額が10万円を超えるような場合、ア、イ同様の理由で、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

vi 資料作成費

資料作成費は主として資料の印刷費用である。1万円以下の支出総額が、広聴広報費・会議費等の中の印刷経費とあわせて10万円を超えるような場合、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

vii 資料購入費

ア 新聞購読料

1か月あたりの購読費用が2万円を超えている場合、正常ではなく、①政務活動以外のものが混入しているか、②報告内容に虚偽が含まれていると推定される。

イ 書籍購入費用

1万円以下の購入費用が10万円を超えている場合、正常ではなく、①政務活動以外のものが混入しているか、②報告内容に虚偽が含まれていると推定される。

viii 事務所費（光熱水費）

事務所の光熱水費の1万円以下の支出総額が30万円を超えている場合、1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることが疑われ、かつ按分支出がなされているかどうかきわめて疑わしい。

ix 事務費

ア 備品・事務用品費

1万円以下の備品・事務用品費の総支出額が（細内訳外の金額を含めて）20万円を超えている場合、1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることも疑われ、かつ按分支出が適正になされているかどうかきわめて疑わしい。

イ 通信費

1万円以下の通信費用の支出額が（細内訳外の金額を含めて）総額20万円を超え、あるいは1万円以下の携帯電話料の総支出額が月あたり1万円を超えている場合、1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることも疑われ、かつ按分支出が適正になされているかどうかきわめて疑わしい。

x 人件費

賃金・給与は通常、1月分まとめて支払われるから、アルバイトであっても1回の支払額が1万円以下となる場合は少なく、その総額は大きな額にはならない。1万円以下の人件費の支払いが10万円を超える場合、1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることも疑われ、かつ按分支出がなされているかどうかきわめて疑わしい。

2 異常に高い「1万円以下支出」率

1万円以下支出の一部を違法と査定した22名の議員の中には、政務活動費の支出総額に占める「1万円以下の支出」の率が異常に高い者がある。「1万円支出率」の全議員平均値は24.5%、22名中19名の議員が所属する自由民主党岡山県議団の平均値は27.4%（平成24年度には29.2%）であるが、これが50%を超える議員が5名（小野議員79.0%、渡辺英気議員64.7%、小田圭一議員64.6%、河本議員53.9%、千田議員53.0%）、40%を超える議員が5名（内山議員49.1%、池本議員46.5%、戸室議員46.4%、波多議員45.3%、久徳議員44.7%）ある。（小野、渡辺、小田圭一、千田の各議員は、平成21

年度から 25 年度まで毎年度「1 万円以下率」が 50%を超えている。)

このようなことは常識上ありえないことであり、政務活動費の支出の多くの部分について、本来提出しなければならない領収書を「支出額 1 万円以下」と偽って提出せずにすませている蓋然性も高い。このようなことが許容されていることは、制度の根幹が揺らぐことになる。

VI 不当利得、住民監査請求、及び提訴

- 1 以上の結果、各議員が平成 25 年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙相手方及び請求金額一覧表の「請求金額」欄記載の各金額の支出は、「条例」第 2 条第 2 項に違反しているので、違法である。
- 2 「条例」第 2 条第 2 項は、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする」と定め、同第 9 条は、「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、議員がその年度において行った政務活動費による支出（第 2 条に規定する政務活動費を充てることができる会費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる」と定めている。

この知事の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、＜当該議員がその年度において行った政務活動による支出（「条例」第 2 条に規定する政務活動費を充てることができる範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある＞ことを要件として返還請求権が当然に発生し、知事が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実該当することになる。
- 3 しかるに、1 記載の違法支出金額は「条例」第 2 条に規定する政務活動費を充てることができる範囲に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第 9 条にいう「残余」にあたる。
- 4 よって、岡山県知事が別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各議員に対して、前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実該当する。
- 5 住民監査請求とその棄却決定
 - i 原告は、平成 27 年 4 月 23 日、別紙相手方及び請求金額一覧表の「請求

金額」欄記載の各金額について、岡山県監査委員に対し返還請求を求める住民監査請求をした。

- ii 岡山県監査委員は、平成 27 年 6 月 15 日、上記監査請求を一部却下・一部棄却し、その通知は同月 16 日原告に到達した。

6 結語

よって、地方自治法第 242 条の 2 の規定に基づき、請求の趣旨記載のと通りの判決を求めて、住民訴訟に及ぶ。

添 付 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 資格証明書 | 1 通 |
| 2 委任状 | 1 通 |

相手方及び請求金額一覧表

平成25年度岡山県議会政務活動費
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

【自由民主党岡山県議団】

相手方	請求金額(円)
小林孝一郎	2,982,492
市村仁	3,775,429
上田勝義	3,347,561
小林義明	2,559,607
中塚周一	3,630,030
江本公一	3,627,276
青野高陽	2,551,117
太田正孝	3,223,515
池本敏朗	3,568,950
小林健伸	3,536,472
渡辺吉幸	1,680,090
浅野實	2,251,562
小倉弘行	2,724,017
加藤浩久	3,136,080
遠藤康洋	3,479,486
蜂谷弘美	3,132,250
神宝謙一	3,858,772
西岡聖貴	3,126,129
波多洋治	3,293,833
久徳大輔	3,656,360
高橋戒隆	3,829,987
蓮岡靖之	3,153,425
佐藤真治	3,822,622
井元乾一郎	1,898,331
伊藤文夫	2,509,085
岸本清美	3,742,250
小田圭一	3,824,082
渡辺英気	3,797,678
内山登	2,133,380
小野泰弘	2,325,761
河本勉	2,297,033
岡崎豊	3,045,222
小田春人	3,831,898
古山泰生	2,304,593
天野学	1,080,000
千田博通	2,924,692
戸室敦雄	3,687,950
合 計	113,349,017

【民主・県民クラブ】

相手方	請求金額(円)
中川雅子	2,867,597
三宅和広	3,450,711
木口京子	1,764,083
原田唯良	1,014,834
柳田哲	1,476,737
高原俊彦	720,737
三原誠介	3,085,187
合 計	14,379,886

【公明党岡山県議団】

相手方	請求金額(円)
笹井茂智	1,320,486
増川英一	717,842
山田総一郎	1,030,804
景山貢明	2,388,972
高橋英士	667,484
合 計	6,125,588

【日本共産党岡山県議会議員団】

相手方	請求金額(円)
氏平三穂子	362,584
森脇久紀	999,767
合 計	1,362,351

【県民・緑】

相手方	請求金額(円)
横田えつこ	2,767,968
住吉良久	1,418,012
合 計	4,185,980

【無所属】

相手方	請求金額(円)
若井たつこ	1,550,985
佐古信五	3,398,210
合 計	4,949,195
総 計	144,352,017

違法支出金額一覧表(1万円以下分)

平成25年度分政務活動費

議員名	収支報告書科目	備考欄の費目	違法支出額(円)
1 小林孝一郎	研修費	研修会参加費	168,981
		交通費	30,400
	会議費	食糧費	28,000
		各種会合・式典	12,310
小林孝一郎 合計			239,691
2 市村仁	調査研究費	会費	104,400
	事務費	携帯電話内金	118,427
市村仁 合計			222,827
3 上田勝義	調査研究費	細内訳外	96,578
	広聴広報費	細内訳外内金	385,315
上田勝義 合計			481,893
4 中塚周一	会議費	食糧費	45,534
		会費	130,500
中塚周一 合計			176,034
5 江本公一	調査研究費	細内訳外	217,159
	資料購入費	書籍購入	112,370
	事務費	備品等購入内金	307,202
		通信費内金	176,580
		細内訳外	53,390
江本公一 合計			866,701
6 池本敏朗	人件費	アルバイト賃金	1,511,580
池本敏朗 合計			1,511,580
7 遠藤康洋	調査研究費	ガソリン代	239,486
遠藤康洋 合計			239,486
8 波多洋治	調査研究費	ガソリン	309,572
		会費内金	307,600
	事務所費	電気・ガス・電話	406,748
	事務費	(細内訳不明)	286,063
波多洋治 合計			1,309,983
9 久徳大輔	調査研究費	懇談会費等	212,471
		交通・宿泊費内金	145,174
	研修費	研修会参加費	183,107
		交通・宿泊費	127,946
	広聴広報費	広報紙費印刷費等内金	51,502
		広報紙送料等内金	82,177
	要請陳情等活動費	陳情等交通費	122,859
	会議費	会議費内金	353,218
		交通宿泊費	89,041
久徳大輔 合計			1,367,495
10 蓮岡靖之	調査研究費	その他	324,027
蓮岡靖之 合計			324,027
11 佐藤真治	調査研究費	(判読不能)	50,243
		燃料代	256,952
	研修費	研修会参加費内金	328,195
	資料購入費	新聞購読料	262,284
	事務費	電話通信費	250,058
佐藤真治 合計			1,147,732
12 小田圭一	調査研究費	視察経費	831,617
		会費	352,300
	研修費	研修会参加費	146,280
	会議費	会場借上料	109,530
	資料作成費	会議資料作成費	96,632
	資料購入費	図書購入費	222,070
	事務費	事務用品	221,308
	人件費	アルバイト賃金内金	356,533
小田圭一 合計			2,336,270
13 渡辺英気	調査研究費	(不明)	137,788
	研修費	研修会参加費	123,000
		交通費	59,852
	広聴広報費	会議	317,663
		消耗品費	286,341
	要請陳情等活動費	要請陳情等活動費	153,298

議員名	収支報告書科目	備考欄の費目	違法支出額(円)
	会議費	会議資料印刷費内金	242,181
		会議消耗品費	278,190
	資料作成費	議会資料作成費内金	64,335
	事務費	電話・FAX通信費内金	448,886
		消耗品費内金	250,413
	人件費	アルバイト内金	144,000
渡辺英気 合計			2,505,947
14 内山登	調査研究費	会費内金	139,543
		ガソリン・交通費	426,674
	事務費	事務用品購入費内金	294,863
内山登 合計			861,080
15 小野泰弘	調査研究費	ガソリン代	384,811
		細内訳外	97,692
	研修費	会費	96,250
		食糧費	89,405
	会議費	会費	152,906
		食糧費	68,401
	事務費	電話・FAX通信費	356,296
	人件費	アルバイト賃金	720,000
小野泰弘 合計			1,965,761
16 河本勉	調査研究費	ガソリン代	445,000
	会議費	県政報告会会場費・食糧費	445,000
	資料購入費	図書購入費	183,000
河本勉 合計			1,073,000
17 小田春人	資料購入費	書籍購入費	852,375
	事務費	事務用品購入費	219,523
小田春人 合計			1,071,898
18 千田博通	調査研究費	視察経費	91,610
		交通費内金	330,815
		会費	17,500
		食糧費	50,000
	会議費	交通費	92,531
		食糧費	246,386
	事務費	通信費内金	328,310
		事務用品・備品・消耗品購入費内金	251,488
		備品維持費	67,122
千田博通 合計			1,475,762
19 戸室敦雄	調査研究費	宿泊費内金	102,840
		調査研究費	223,000
		燃料費	147,000
	研修費	研修会参加費	111,000
		交通費内金	87,900
		宿泊費	93,800
	広聴広報費	広報印刷代	189,700
		広報紙送料・切手代	137,200
	要請陳情等活動費	陳情等交通費	31,400
	会議費	会場代費	93,600
		意見交換費	88,500
		会議資料印刷代	90,200
	資料作成費	資料作成費内金	55,700
	資料購入費	図書購入費	101,600
戸室敦雄 合計			1,553,440
20 木口京子	調査研究費	(細内訳不明)	169,498
	研修費	(細内訳不明)	164,828
木口京子 合計			334,326
21 三原誠介	調査研究費	視察費内金	58,304
		細内訳外	233,738
	研修費	研修費	83,500
三原誠介 合計			375,542
22 若井たつ子	調査研究費	会費等	92,000
	研修費	研修会参加費内金	54,400
若井たつ子 合計			146,400
総 計			21,586,875

1万円以下支出率一覧表
 平成25年度岡山県議会政務活動費
 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

【自由民主党岡山県議団】

議員名	政活費支出額 (全額) (円)	政活費支出額 (1万円超) (円)	政活費支出額 (1万円以下) (円)	1万円以下 支出率
小林孝一郎	4,199,042	3,399,499	799,543	19.0%
市村仁	4,175,727	3,585,475	590,252	14.1%
上田勝義	4,143,255	3,067,636	1,075,619	26.0%
小林義明	4,195,430	3,396,101	799,329	19.1%
中塚周一	4,154,906	3,612,114	542,792	13.1%
江本公一	4,191,988	2,951,760	1,240,228	29.6%
青野高陽	4,197,114	3,113,842	1,083,272	25.8%
太田正孝	4,200,000	3,718,570	481,430	11.5%
池本敏朗	4,200,000	2,245,736	1,954,264	46.5%
小林健伸	4,159,859	3,851,472	308,387	7.4%
渡辺吉幸	2,639,933	2,113,785	526,148	19.9%
浅野實	2,927,239	2,290,293	636,946	21.8%
小倉弘行	4,010,812	3,554,751	456,061	11.4%
加藤浩久	3,514,368	3,206,121	308,247	8.8%
遠藤康洋	3,786,012	3,240,000	546,012	14.4%
蜂谷弘美	4,161,737	3,901,789	259,948	6.2%
神宝謙一	4,125,937	3,858,772	267,165	6.5%
西岡聖貴	3,874,989	3,347,004	527,985	13.6%
波多洋治	4,200,000	2,297,102	1,902,898	45.3%
久徳大輔	4,199,861	2,321,356	1,878,505	44.7%
高橋戒隆	3,989,867	3,829,987	159,880	4.0%
蓮岡靖之	4,198,600	3,160,858	1,037,742	24.7%
佐藤真治	4,174,779	2,862,240	1,312,539	31.4%
井元乾一郎	2,297,325	1,933,483	363,842	15.8%
伊藤文夫	3,190,434	2,643,380	547,054	17.1%
岸本清美	4,083,845	3,742,250	341,595	8.4%
小田圭一	4,200,000	1,487,812	2,712,188	64.6%
渡辺英気	4,200,000	1,481,116	2,718,884	64.7%
内山登	2,940,899	1,497,550	1,443,349	49.1%
小野泰弘	3,139,958	660,000	2,479,958	79.0%
河本勉	2,655,101	1,224,033	1,431,068	53.9%
岡崎豊	3,919,240	3,072,242	846,998	21.6%
小田春人	4,184,922	2,799,820	1,385,102	33.1%
古山泰生	2,922,050	2,449,328	472,722	16.2%
天野学	2,935,291	1,901,174	1,034,117	35.2%
千田博通	3,695,557	1,736,504	1,959,053	53.0%
戸室敦雄	4,114,700	2,206,660	1,908,040	46.4%
合 計	140,100,777	101,761,615	38,339,162	27.4%

【民主・県民クラブ】

議員名	政活費支出額 (全額) (円)	政活費支出額 (1万円超) (円)	政活費支出額 (1万円以下) (円)	1万円以下 支出率
中川雅子	3,976,526	3,537,752	438,774	11.0%
三宅和広	4,197,589	3,616,566	581,023	13.8%
木口京子	2,179,687	1,634,293	545,394	25.0%
原田唯良	1,110,301	1,074,540	35,761	3.2%
柳田哲	1,711,973	1,536,443	175,530	10.3%
高原俊彦	1,148,413	858,563	289,850	25.2%
三原誠介	4,048,135	3,056,091	992,044	24.5%
合 計	18,372,624	15,314,248	3,058,376	16.6%

【公明党岡山県議団】

議員名	政活費支出額 (全額) (円)	政活費支出額 (1万円超) (円)	政活費支出額 (1万円以下) (円)	1万円以下 支出率
笹井茂智	2,332,717	1,915,680	417,037	17.9%
増川英一	1,586,756	1,219,647	367,109	23.1%
山田総一郎	2,179,152	1,516,146	663,006	30.4%
景山貢明	3,681,067	3,474,846	206,221	5.6%
高橋英士	2,022,686	1,302,608	720,078	35.6%
合 計	11,802,378	9,428,927	2,373,451	20.1%

【日本共産党岡山県議会議員団】

議員名	政活費支出額 (全額) (円)	政活費支出額 (1万円超) (円)	政活費支出額 (1万円以下) (円)	1万円以下 支出率
氏平三穂子	2,563,894	2,419,040	144,854	5.6%
森脇久紀	3,684,182	3,408,833	275,349	7.5%
合 計	6,248,076	5,827,873	420,203	6.7%

【県民・緑】

議員名	政活費支出額 (全額) (円)	政活費支出額 (1万円超) (円)	政活費支出額 (1万円以下) (円)	1万円以下 支出率
横田えつこ	3,876,046	3,298,324	577,722	14.9%
住吉良久	1,851,555	1,428,012	423,543	22.9%
合 計	5,727,601	4,726,336	1,001,265	17.5%

【無所属】

議員名	政活費支出額 (全額) (円)	政活費支出額 (1万円超) (円)	政活費支出額 (1万円以下) (円)	1万円以下 支出率
若井たつこ	2,363,258	1,819,310	543,948	23.0%
佐古信五	4,012,565	3,624,644	387,921	9.7%
合 計	6,375,823	5,443,954	931,869	14.6%
総 計	188,627,279	142,502,953	46,124,326	24.5%

政務活動費収支一覧表

平成25年度岡山県議会政務活動費

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

【自由民主党岡山県議団】

議員名	交付金額(円)	支出金額(円)	返還金額(円)
小林孝一郎	4,200,000	4,199,042	958
市村仁	4,200,000	4,175,727	24,273
上田勝義	4,200,000	4,143,255	56,745
小林義明	4,200,000	4,195,430	4,570
中塚周一	4,200,000	4,154,906	45,094
江本公一	4,200,000	4,191,988	8,012
青野高陽	4,200,000	4,197,114	2,886
太田正孝	4,200,000	4,200,000	0
池本敏朗	4,200,000	4,200,000	0
小林健伸	4,200,000	4,159,859	40,141
渡辺吉幸	4,200,000	2,639,933	1,560,067
浅野實	4,200,000	2,927,239	1,272,761
小倉弘行	4,200,000	4,010,812	189,188
加藤浩久	4,200,000	3,514,368	685,632
遠藤康洋	4,200,000	3,786,012	413,988
蜂谷弘美	4,200,000	4,161,737	38,263
神宝謙一	4,200,000	4,125,937	74,063
西岡聖貴	4,200,000	3,874,989	325,011
波多洋治	4,200,000	4,200,000	0
久徳大輔	4,200,000	4,199,861	139
高橋戒隆	4,200,000	3,989,867	210,133
蓮岡靖之	4,200,000	4,198,600	1,400
佐藤真治	4,200,000	4,174,779	25,221
井元乾一郎	4,200,000	2,297,325	1,902,675
伊藤文夫	4,200,000	3,190,434	1,009,566
岸本清美	4,200,000	4,083,845	116,155
小田圭一	4,200,000	4,200,000	0
渡辺英気	4,200,000	4,200,000	0
内山登	4,200,000	2,940,899	1,259,101
小野泰弘	4,200,000	3,139,958	1,060,042
河本勉	4,200,000	2,655,101	1,544,899
岡崎豊	4,200,000	3,919,240	280,760
小田春人	4,200,000	4,184,922	15,078
古山泰生	4,200,000	2,922,050	1,277,950
天野学	4,200,000	2,935,291	1,264,709
千田博通	4,200,000	3,695,557	504,443
戸室敦雄	4,200,000	4,114,700	85,300
合 計	155,400,000	140,100,777	15,299,223

【民主・県民クラブ】

議員名	交付金額(円)	支出金額(円)	返還金額(円)
中川雅子	4,200,000	3,976,526	223,474
三宅和広	4,200,000	4,197,589	2,411
木口京子	4,200,000	2,179,687	2,020,313
原田唯良	4,200,000	1,110,301	3,089,699
柳田哲	4,200,000	1,711,973	2,488,027
高原俊彦	4,200,000	1,148,413	3,051,587
三原誠介	4,200,000	4,048,135	151,865
合 計	29,400,000	18,372,624	11,027,376

【公明党岡山県議団】

議員名	交付金額(円)	支出金額(円)	返還金額(円)
笹井茂智	4,200,000	2,332,717	1,867,283
増川英一	4,200,000	1,586,756	2,613,244
山田総一郎	4,200,000	2,179,152	2,020,848
景山貢明	4,200,000	3,681,067	518,933
高橋英士	4,200,000	2,022,686	2,177,314
合 計	21,000,000	11,802,378	9,197,622

【日本共産党岡山県議会議員団】

議員名	交付金額(円)	支出金額(円)	返還金額(円)
氏平三穂子	4,200,000	2,563,894	1,636,106
森脇久紀	4,200,000	3,684,182	515,818
合 計	8,400,000	6,248,076	2,151,924

【県民・緑】

議員名	交付金額(円)	支出金額(円)	返還金額(円)
横田えつこ	4,200,000	3,876,046	323,954
住吉良久	4,200,000	1,851,555	2,348,445
合 計	8,400,000	5,727,601	2,672,399

【無所属】

議員名	交付金額(円)	支出金額(円)	返還金額(円)
若井たつこ	4,200,000	2,363,258	1,836,742
佐古信五	4,200,000	4,012,565	187,435
合 計	8,400,000	6,375,823	2,024,177
総 計	231,000,000	188,627,279	42,372,721